

# 持続的な林業経営確立支援事業募集要項

制定 令和8年4月1日 県材利第119号

## 第1. 総則

持続的な林業経営確立支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第2に係る補助対象事業者の募集方法等については、この要項に定めるところによるものとする。

## 第2. 応募団体の要件

当該事業に応募できるものは、持続的な林業経営確立支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条によるものとする。

## 第3. 補助の対象

当該事業における補助の対象は、交付要綱第5条、及び実施要領第3によるものとする。

## 第4. 事業実施期間

当該事業の実施期間は、補助対象事業者として選定された年の4月1日から起算して3カ年の範囲内とする。

## 第5. 応募の期間等

応募の期間及び応募書類の提出先については、当該年度の事業実施にあたり補助対象事業者を募集する際に定めるものとする。

## 第6. 応募様式

当該事業の応募に際して提出する書類は様式1のとおりとする。

## 第7. 補助対象事業者の選定について

応募内容について、実施体制等から確実に事業を実施できると見込める者を予算の範囲内において選定し、当該事業における補助対象事業者に決定する。